

支店・現業組織の改正について

平成 8 年 6 月 24 日

北陸電力株式会社

当社は、昨年 7 月経営環境の変化に対応するため、戦略機能の充実・強化並びに業務の横断的推進体制の整備を主眼とした本店の組織改正を実施し、その後、引き続き、「P & I」21 委員会において支店・現業組織のあり方について検討を進めてきました。

このほど、お客さまにより近いところで、より早い意思決定のできる体制を構築し、お客さまサービスの向上と「わかりやすい顔の見える経営」をより徹底するため、支店以下、営業所、電力所の組織改正を実施することとしました。

1. 改正のねらい

お客さまサービスの向上と意思決定の迅速化を図るため、

現業機関が上位機関に依存することなく、「自己責任のもとで業務遂行する」いわゆる自己完結型現業組織を構築する。

部門系列型業務処理によるレスポンスの遅延を解消するため、電力供給契約などの営業所業務と電力供給設備の運転保守・工事などの電力所業務を、一人の長のもとで総合的に展開できる体制を構築する。

2. 改正の概要

(1) 3 支店・5 支社体制の構築

地域の政治・経済の拠点に、現行の 3 支店に加え、5 支社を設置する。

a. 支店：

「支店」は、従来の営業所・電力所に対する中間管理機能を縮小する一方、現行の県大業務、集中処理業務に加え、直轄区域の営業所業務及び電力所業務を執行する拠点事業所とする。

県都所在地にある現行の富山、石川、福井各支店と、富山、金沢、福井各営業所と同地域にある電力所をそれぞれ一つに統合し、新たに富山、石川、福井支店とする。

b.支社：

「支社」は、直轄区域の営業所及び電力所業務を執行する拠点事業所とする。

魚津，高岡，七尾，小松，武生の各営業所と同地域にある電力所を一つに統合し，新たに魚津，高岡，七尾，小松，武生支社とする。

なお，新「支店・支社」以外の営業所，電力所は，従来どおり変更ありません。

(2)支店・支社の機構

a.「支店長室」の設置

3支店には，県大対応窓口の一本化と業務効率の観点から，「支店長室」を設置する。

また，部門の垣根を外し，横断的・総合的な業務遂行を図るため，担当制とし，事務部門の「業務担当」と技術部門の「技術担当」を設置する。

- ・ 業務担当には，総務労務，地域広報，経理，用地の各グループを設ける。
- ・ 技術担当には，流通計画，発送変電，土木建築の各グループを設ける。

b.「営業部」，「電力部」の設置

支店・支社には，営業所業務を行う「営業部」と電力所業務を行う「電力部」を設置する。

(a)「営業部」の概要

・新たな「お客さまセンター」の設置

お客さま対応の一層の強化を図るため，供給受付を主な機能とする現行のお客さまセンター業務に「配電設備の系統運用，保守業務及び料金収納業務」等お客さまからの申込み及び要望にかかわる業務を全て統合，一貫処理する，新たな「お客さまセンター」を営業部内に設置する。

・「営業課」の設置

CE活動を強力に推進するため，販売計画並びに営業業務にかかわる業務

運営の総括箇所として，「営業課」を設置する。

(注)CE：Customer's Eye の略

(b)「電力部」の概要

・「工務課」の設置

作業の停電調整，工事計画・予算の集約，電力部としての対外窓口業務等を総括的に
行うため，新たに「工務課」を設置する。

c. 福井支店「立地対策室」を「電源対策室」に名称変更

参考：支店・現業組織機構図 [\[改正後\]](#) / [\[改正前\]](#)

以上の結果，改正後の組織は現行に比べ，「28課・担当」減少することになります。

3. 実施期日

平成8年7月1日

以 上